

4 森林法第 189条による掲示

令和4年7月4日から富山市役所に掲示した。

富山県告示第272号

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による
告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和4年7月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市須原字中ノ谷26の 2、26の 5、26の 6、27の 5、29の 2、土字上境谷 1 の14、1 の16、1 の20、1 の24、1 の25、1 の29から1 の31まで、字原手尾 1 の32、1 の33、1 の60、1 の62、字横手山 1 の43、1 の45、1 の46、1 の50、1 の57から1 の59まで、1 の65、1 の66、1 の69、長川原字水上谷 2 の 1、小羽字折戸谷 1、字六ヶ平 1、2、下伏字大谷18

2 所在が不分明である通知の相手方

今井晴夫、水本承夫、吉崎安時、山本恭二、西山弘、中川進一、上田秀次、安川忠義、浅野みどり、米田ムラ、橋本永子、野上正金、村上ハツエ、若林正敏

3 通知の内容

1 の森林について、令和4年3月23日富山県告示第 113号で告示したとおり
保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第 189条による掲示

令和4年7月4日から富山市役所に掲示した。